

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の延長について

令和2年(2020年)4月30日

城陽市教育委員会

京都府に特定緊急事態宣言が出され、感染拡大の懸念が一層高まっております。現在、市内の学校において、5月6日(水)まで臨時休業していますが、感染収束の見通しが確実にないことに加え、ゴールデンウィーク後の状況を見極める必要もあります。また、府立学校の対応も参考に下記のとおり臨時休業の期間を延長することとしますので、何卒ご理解とご協力をお願いします。

記

1 臨時休業及び休園期間の延長について

休業期間を5月31日(日)まで延長します。なお、終期については、今後の状況に応じて変更することがあります。

2 家庭学習について

- (1) 今年度の教科書及びそれと併用できる教材を課題とした家庭学習を行います。併せて、日々の学習記録表を記入することで計画性を持たせます。
- (2) 課題については、学校での受渡日の設定や家庭訪問等で配付・回収し、担当教員が学習状況などを確認します。

3 小学校預かり教室について

従前どおり、やむを得ない家庭を対象に平日11:30までの特別預かりを継続します。

4 教職員の在宅勤務について

教職員に感染者が出た場合であっても学校教育を停滞させない体制の構築のため、交代制による計画的な在宅勤務を引き続き実施します。

5 心のケアについて

休業期間中もスクールカウンセラーによるカウンセリングや適応指導教室(ふれあい教室)での相談業務を引き続き実施します。